

**お知らせ** 新型コロナウイルスワクチンの接種体制

ワクチン接種につきましては、栗山赤十字病院、町内開業医、医師会、薬剤師会の皆様のご協力を受け、5月17日から接種を開始し、町民の約8割の方が1回目の接種を終え、約6割の方が2回目の接種を終えています。

ワクチン接種が進み、予約受付件数が減少してきていることから、接種体制の効率化を図るため、9月6日(月)から下表の通りとします。

【表】接種体制 (9月6日(月)から)

曜日	接種場所	接種時間
月曜日	つぎたてクリニック	10:00～11:00
	にしみこどもクリニック	16:00～18:30
火曜日	にしみこどもクリニック	16:00～18:30
水曜日	栗山赤十字病院	15:00～15:45
木曜日	つぎたてクリニック	10:00～11:00
金曜日	つぎたてクリニック	10:00～11:00
	にしみこどもクリニック	16:00～18:30
土曜日	栗山赤十字病院	9:00～11:30

2回目接種は、1回目接種の3週間後、同一会場・同一時間での接種となります。

接種をご希望の方はインターネット(24時間受付)または電話(平日9:00～17:00)で接種会場、日時を指定してご予約ください。

※ワクチン接種の予約方法や詳細については、発送されている接種券に同封の案内文でご確認ください。

■ワクチン接種予約電話 ☎ 76-7071

■栗山町ワクチン接種 web 予約ホームページ(右記 QR コード参照)

<https://www.covid19-vaccine.mrso.jp/014290/VisitNumbers/visitnoAuth/>



**お知らせ** ワクチン接種による感染予防効果

本町で接種するワクチンはファイザー社製です。ワクチン接種には下記のような効果が期待されます。

1. 感染しても症状が出るのを抑える効果
2. 症状が出ても重症にならない効果
3. 多くの人がウイルスへの抗体を持つことで、社会全体が守られる「集団免疫」の効果
4. 重症者を減らすことで、医療機関への負担を軽減する効果

■ワクチンの有効性

ワクチンを受けた人は受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっており、発症予防効果は約95%と報告されています。

なお、ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経ってからとされています。

■問い合わせ 町新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

**お知らせ** 新型コロナウイルス「緊急事態措置」(9月12日(日)まで)

新型コロナウイルスは、感染力が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでおり、札幌市だけでなく全道各地で急拡大しています。

空知管内でも感染が拡大しており、町内での感染事例も出ている状況ですので、**不要不急の外出自粛にご協力ください。**

■外出の際は

- ①日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に午後8時以降の外出や、週末の外出を控える。  
※具体的には医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとりにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ②不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との不要不急の往来は控える。
- ③大規模商業施設など、混雑した場所への外出を半減(買い物回数を半分にするなど)させる。

■飲食の際は

- ①感染防止対策が徹底されていない飲食店や、営業時間短縮に応じていない飲食店などの利用を控える。
- ②「黙食」を実践する。
- ③食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。

■町主催(共催)の行事・イベント等の中止・延期の考え方

1. 基本的な考え方

町主催(共催)の行事・イベントなどは9月12日(日)まで原則「中止・延期」します。

関係機関との諸会議・会合などで参加者が特定できるものや、地域などで緊急に開催しなければならない会議などは開催しますが、3密を避ける感染予防対策や規模縮小・時間短縮などを徹底します。

各団体などが開催する行事・イベントなどについても、感染拡大の防止という観点から開催の必要性をあらためて検討していただくようお願いします。

2. 開催する場合の感染防止対策

- ・風邪の症状がある方は、会議などへの参加自粛の協力要請をする。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置する、または手洗い(石鹸使用)を促す。
- ・会議などの最中は、マスク着用と咳エチケットの徹底を促す。
- ・会議中および会議などが終了した会場は、換気(複数の窓がある場合は二方向の窓開放、窓が一つしかない場合はドアの開放)を行う。
- ・会場内は一定の温度(20～25度)と湿度を保つよう努める。

■公共施設の利用制限

今回の緊急事態宣言により、道立施設は原則休館となりますが、本町の公共施設の利用につきましては、**札幌市、小樽市、旭川市、石狩管内の特定措置区域の方の利用を禁止**とします。

なお、公共施設を利用する際には感染防止対策の徹底をお願いします。

※町内で感染が拡大した場合など、感染状況を踏まえ、利用制限の拡大や休館とする場合があります。

■飲食店などへの時短要請と経済支援策

新型コロナウイルス感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を低減するため、飲食店などに対して営業時間を午後8時まで、酒類の提供は午後7時までの時短要請をします。要請期間は8月30日(月)から9月12日(日)までで、要請に応じていただいた飲食店などに対する経済支援策として、北海道より支援金が支給されます。

支援金に関する問い合わせは、町ブランド推進課(☎ 73-7516)にご連絡ください。